

平成20・21年度の社会教育関係行政委員が決まりました

4月16日、役場本庁舎において、行政委員の委嘱・任命式が行われ次の方々が委嘱・任命されました。
(順不同・敬称略)

社会教育委員

伊東タツ子(湯本) 金指和子(畑宿) 吉田里佳(大平台) 石井修(宮ノ下) 廣井愛旦(宮城野) 市川毅、勝俣晶子、辰原まさみ(仙石原) 杉本芳美(元箱根)、川口延明(箱根) 高梨悦雄(仙石原小学校)、中條政夫(箱根中学校)

青少年指導員

小野坂匠子、安居院千春(湯本) 勝俣建吾(湯本茶屋) 野沢龍(須雲川) 鈴木元子(大平台) 加藤修司、元波英敏、金子弘恭(宮ノ下) 高島和之、勝俣博之、小林欣也(宮城野) 嶋紀子(強羅) 勝俣敏彦、勝俣亘、鈴木邦子、小林徳義(仙石原) 大場征広(元箱根)、江島広美、関真由美(箱根) 川邊剛(芦之湯) 松本謙(湯本小学校) 戸引聡史(箱根の森小学校) 中村貴之(仙石原小学校) 永山健治(箱根中学校)

体育指導委員

富田桂一、千葉加代、小川義一(湯本) 野沢まさみ(須雲川) 安藤勇次、若林宏光(大平台) 千賀志ず子、宮沢真樹子(小涌谷) 村澤緑、清野正子、勝俣家明(宮城野) 川久保一浩(強羅) 齊藤義和、小賀野浩美、勝俣操、田代美枝(仙石原) 中村万利子、大場剛(元箱根) 児島桂子、岡野恵美(箱根) 武田典彦(湯本小学校) 松井紀子、板垣暁子(箱根の森小学校) 山内清央(仙石原小学校) 桑原紀明(箱根中学校)

照会先 教育委員会生涯学習課

☎85-7601

自治学習出張講座

町では、今年度も「自治学習出張講座」を受け付けています。

この講座は、町が行っている仕事の中で、町民または事業所の方で聞きたい内容を下表から選んでいただき、町職員が講師となり、皆さんの所へ出向き、お話しするものです。

①出張講座、②施設見学、③各課等単独講座、④専門講座と区分されていますが、③各課等単独講座については、直接担当課へお申し込みください。なお、消防本部における講座については、期日を設定し開催していますので、受講の際には、消防本部へお問い合わせください。

《申込団体人数：10人以上、講師料：無料、申込：開催予定日の14日前、開催時間：平日の9時～17時》

照会先 生涯学習課 ☎85-7601 / 保険年金課 ☎85-9564 / 健康福祉課 ☎85-7790 / 消防本部 ☎82-4511

〔①出張講座〕

No	講座名	内容	担当課	No	講座名	内容	担当課	
1	新しい総合計画について	より美しい・より優しい・より逞しい箱根をめざして	企画課	17	保険年金制度について	国民健康保険・介護保険・国民年金・後期高齢者医療制度について勉強してみませんか	保険年金課	
2	町の組織について	行政の仕事を知ってますか		18	箱根の都市計画	地域のまちづくりを考える	都市整備課	
3	地方分権について	みんなで進める地方分権		19	ごみの現状について	ごみの減量をめざして	環境課	
4	市町村合併について	考えよう市町村合併		20	上下水道のしくみと維持管理	安全でおいしい水をめざして	上下水道温泉課	
5	情報化基本計画について	e-まちづくり		21	下水道いろいろ	快適な暮らしを送るために	観光課	
6	行政改革について	新時代を切り拓くために		22	町の観光行政について	心のごもったおもてなしをするために		23
7	箱根の自然保護について	箱根の自然を守る		24	観光地を支える産業①	箱根の農林水産業		
8	健康講座	温泉で健康づくりを考える	庶務課	25	観光地を支える産業②	箱根の物産	学校教育課	
9	情報公開制度について	情報公開って何だろう		26	今の学校教育は	学校教育の新しい流れ		
10	選挙のあらまし	やさしい選挙のはなし	財務課	27	教育に係る支援制度について	高校生への育英奨学金制度のあらまし	生涯学習課	
11	町の財政状況	財政のあらましについて	税務課	28	人権教育の推進について	やさしさといわりの心を育てるために		
12	税の教室	知っておきたい税の知識	防災課	29	箱根の文化財について	昔の文化にふれてみよう		
13	地震災害に備えて	わたしたちのまちはわたしたちで守る		30	歴史体験教室	わらじづくりと旧街道を歩く		
14	交通マナーについて	交通事故にあわないように		31	火災予防について	わが家の火の用心	消防本部	
15	防犯について	安全・安心まちづくり「犯罪にあわないために」		議会議務局				
16	町議会のしくみ	町議会のしくみや運営について						

〔②施設見学〕

No	施設名	担当課
1	総合保健福祉センター	健康福祉課
2	環境センター	環境課
3	浄水センター	上下水道温泉課
4	社会教育センター・公民館	生涯学習課
5	レイクアリーナ箱根	
6	郷土資料館	
7	箱根関所	
8	消防庁舎	消防本部

〔③各課等単独講座〕

No	講座名	担当課等
1	老人福祉サービス	保険年金課
2	生活福祉サービス	健康福祉課
3	障がい者福祉サービス	
4	母と子の健康	
5	働き盛りの方の健康	
6	お年寄りの健康	消防本部
7	楽しい食生活	
8	救急実技	
9	普通救命講習(Ⅰ)3時間	
10	普通救命講習(Ⅱ)4時間	

〔④専門講座〕

No	講座名	内容	担当課
1	箱根の動物について	ハコネの鳥、昆虫、魚などを学びませんか	観光課
2	箱根の植物について	ハコネの花、木、草を学びませんか	生涯学習課
3	箱根の歴史を訪ねて①	外国人から見た箱根	
4	箱根の歴史を訪ねて②	箱根の鉄道物語	
5	箱根の歴史を訪ねて③	箱根関所物語	
6	箱根の歴史を訪ねて④	箱根旧街道と石畳	
7	箱根の歴史を訪ねて⑤	江戸時代の箱根～湯治場から温泉観光地へ	

※④専門講座については、『HAKONE大学』として、平成19年10月から期日を指定し受講者を募り実施しているものですが、単独での講座開催も可能ですので、生涯学習課へお問い合わせください。

**中国大地震被災者に対する
義援金の受付**

広く町民の方々に募金を呼びかけ、義援活動を行いますので、皆さんの暖かいご支援とご協力をお願いします。

皆さんから寄せられた義援金は、日本赤十字社神奈川県支部を経由して被災地に送られます。

募金箱設置場所

・役場（総合窓口、観光課、郷土資料館）

・出張所

・さくら館

・やまなみ荘

・社会教育センター

・レイクアリーナ箱根

・環境センター

・町立観光施設（関所、湿生花園、フラワーセンター、森のふれあい館）

受付期間 6月10日(火)まで
照会先 健康福祉課
☎ 85-7790

**文化財めぐり
「富士屋ホテル探訪会」**

町に残る登録文化財建造物の一つ「富士屋ホテル」をめぐる探訪会を開催します。
日 時 7月11日(金)
10時30分受付開始

（富士屋ホテル内）
募集定員 100人
参加料 4,000円

（昼食代、保険料含む）
申込方法 往復はがきに受講希望者それぞれの住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入のうえ、お申し込みください。1組2人までの応募とします。

（定員を超える場合は抽選）

**カナダ・ジャスパー町
親善訪問団派遣のご案内**

町国際交流協会では、今年9月に姉妹都市カナダ・ジャスパー町へ親善訪問団を派遣します。

派遣期間 8日間（9月下旬）

経 費 1人約45万円

※参加人数、燃油サーチャージなどの変更により変動になることがあります。

訪問先 ジャスパー、バンクーバー、トロント（予定）

※派遣日程・訪問団員募集に関しては、詳細が決まり次第お知らせします。

照会先 箱根町国際交流協会
☎ 85-7410（観光課内）



**収蔵資料による学習支援企画展
『「食」に関する民具たち』
開催中**

郷土資料館では現在、収蔵資料による学習支援企画展『「食」に関する民具たち』を開催しています。モチつきの道具やイシウス、コメピツなど技術の進歩により次第にその姿を変えつつある民具の内、「食」に関する民具を展示しました。昔の道具について学習する小学生にもわかるよう、やさしく解説しています。

申込締切 6月20日(金)必着
申込・照会先
〒250-0311
箱根町湯本266
教育委員会生涯学習課
「富士屋ホテル探訪会事務局」宛
☎ 85-7601

この展示は、10月19日(日)まで開催しています。町民の方は無料でご覧いただけますので、窓口にお申し出ください。

場 所 郷土資料館特別展示室
照会先 教育委員会生涯学習課
（郷土資料館）
☎ 85-7601

**平成19年に所得が
減って所得税が課
税されなくなった
方は申告が必要で
す**

税源移譲では、ほとんどの方は所得税が減り、町県民税が増えるようになりました。しかし、退職などにより、平成19年中の所得が減り、19年分の所得税がかからない場合は、税源移譲による負担減の影響は受けられない一方、19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることとなります。このように、18年と19年の所得変動に伴う負担増を調整するため、経過措置が設けられます。

- ① 19年度個人住民税の課税総所得金額が所得税との人的控除額の差の合計を上回る方
- ② 20年度個人住民税の課税総所得金額が所得税との人的控除額の差の合計金額以下の方

所得金額が所得税との人的控除額の差の合計金額以下の方

（※人的控除額とは、障がい者、寡婦・寡夫、※1勤労学生、※2配偶者、扶養、配偶者特別、基礎それぞれの控除額のことです）

※1については、収入金額で130万円（所得金額65万円）以内でかつ給与所得以外の所得が10万円以内でないと該当しません。

※2については、収入金額で103万円（所得金額38万円）以内でないと該当しません。

19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。すでに納税済みの場合は、還付します。

19・20年度分住民税を箱根町で課税された方で、該当される方には、役場から申請書を送付しますので、必ず7月1日から31日までの間に役場へ提出してください。

期限までにこの申請書の提出がありませんと、減額措置の適用ができなくなる場合がありますので、注意してください。

照会先 税務課
☎ 85-7750